

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 タブレット端末（iPad）18 台の賃貸借一式
- (2) 機器に関する要件 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和 4 年 10 月 7 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- (4) 納入場所 岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課 青山駐在
- (5) その他 この契約は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約であり、契約期間の各年度における経費の予算の範囲内においてその給付を受けるものであること。

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を取得し、令和 2・3・4 年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 岩手県内に本社（本店）を有する者又は岩手県外に本社（本店）を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が(3)の資格を有している者であること。
- (5) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札への参加を希望する者に求められる事項

入札参加者は、仕様審査に必要な書類として、次の書類（以下「仕様書等」という。）を令和 4 年 8 月 25 日（木）正午までに 13(2)の場所に各 1 部、提出しなければならない。

なお、仕様書等について疑義がある場合は、仕様書等の提出期限の日までの間に入札広告等に掲げる問合せ先に説明を求めることができる。

ア 仕様書

- (ア) 当該調達に係る機器の仕様内容が網羅されていること。
 - (イ) 当該機器の製造業者及び規格等が明示されていること。
 - (ウ) 当該機器のカタログ又は写真を添付すること。
- (2) (1)の書類の提出に当たっては、次の事項を記載した「送付書」を添えるものとする。
- ア 提出年月日

イ 入札参加者の住所及び氏名、印（法人の場合は、商号又は名称、代表者の氏名及び印）、電話及びFAX 番号、担当者名（問い合わせ先）

ウ 調達件名

エ 提出する書類の名称

- (3) 仕様書等を提出した者は、入札日の前日までの間において当該仕様書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない
- (4) 仕様書等は、岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課において審査するものとし、基本的仕様及び特質等を満たし、使用目的に耐え得ると認められた仕様書等を提出した者に限り入札に参加できるものとする。

なお、仕様書等の補足、補正等は認めるが、令和4年8月26日（金）正午までとする。

また、審査結果は、令和4年8月30日（火）までにFAXにより通知する。

4 入札の方法等

- (1) 契約期間の総額で入札に付する。

なお、令和4・5・6年度それぞれの総額を記載するものとする。

さらに、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を小数点第2位まで入札書に記載するものとする。

- (2) 入札書は、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。
- (3) 郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

5 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時

令和4年9月1日（木）午前11時20分

- (2) 場所

公益財団法人岩手県体育協会会館内会議室（岩手県盛岡市青山4丁目13-30）

6 入札保証金

免除

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が二つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

8 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) 宛て名は、「岩手県知事 達増 拓也」とする。
- (4) 件名
- (5) 入札金額

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則第 100 条（平成 4 年岩手県規則第 21 号）の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。入札執行回数は 3 回を限度とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切るものとする。

12 契約に関する事項

- (1) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 5 以上の額とする。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又

は一部を免除する。

ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証契約を締結し、当該保険証券を提出したとき

イ 落札者が過去２年間の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを２件分以上提出したとき。

(2) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。

(3) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

13 その他

(1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札、契約及び仕様に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課 青山駐在

郵便番号 020-0133 岩手県盛岡市青山４丁目 13-30 公益財団法人岩手県体育協会会館内

電話番号 019-648-8427